

## 1 柏原市子ども・子育て会議について

子ども・子育て会議の目的等についてご説明いたします。  
資料 1「子ども・子育て会議について」をご確認ください。

## 2 委員の委嘱について

平成 30 年 5 月から 2 年の任期満了を以って柴田委員が退任され、新たに野村委員が「子どもの保護者」として柏原市子ども・子育て会議委員に就任されました。

第 20 回柏原市子ども・子育て会議開催時点での委員は、資料 2「柏原市子ども・子育て会議委員名簿」をご確認ください。

## 3 子ども・子育て会議に関する調査の結果について

先日送付した調査票について、ご回答いただきありがとうございます。

集計結果は、資料 3「子ども・子育て会議に関する調査集計結果」をご確認ください。

ウェブ会議に関する内容として、全員が参加できる状況になるまでは、「集会形式」又は今回のように「書面会議」での開催とさせていただきます。

## 4 市立幼保連携型認定こども園<sup>※1</sup>の設置について

前回会議（令和 2 年 2 月 13 日）でご報告した「公立幼稚園<sup>※2</sup>及び公立保育所<sup>※3</sup>再編整備実施計画【第 1 期修正】（その 2）」（「国分幼稚園」と「国分保育所」を統合して幼保連携型認定こども園とする計画）のパブリックコメントについて、実施結果は、資料 4「実施計画【第 1 期修正】その 2」（案）へのパブリックコメント実施結果のとおりです。

この実施計画【第 1 期修正】（その 2）を成案とした後、令和 2 年 11 月に、資料 5「公立幼稚園及び公立保育所再編整備実施計画【第 1 期修正】（その 3）」（「堅下幼稚園」と「堅下保育所」を統合して幼保連携型認定こども園とする計画）を新たに策定しました。実施計画【第 1 期修正】（その 3）に対するパブリックコメントではご意見がありませんでしたので、そのまま成案後に市ウェブサイトで計画を公表しています。

これまでとは異なる点として、「かたしもこども園」では、令和 3 年 4 月に「堅下幼稚園」と「堅下保育所」を統合して開園しますが、保護者等への意見聴取の結果、令和 3 年度の新 5 歳児（年

長)は引き続き堅下幼稚園に通園し、5歳児が卒園後に閉園する予定としています。(4歳児クラスは休級し、かたしもこども園に通園)

これらの柏原市立認定こども園の設置、市立幼稚園の閉園及び市立保育所廃止に関する条例案を12月の市議会定例会において上程し、資料6「柏原市立教育・保育施設条例」が成立しました。

また、幼保連携型認定こども園の設置認可に関して大阪府と協議を開始しています。

現在	R3.4.1
柏原西幼稚園	かしわらこども園 (実施計画【第1期】)
柏原保育所	
玉手幼稚園	たまたこども園 (実施計画【第1期修正】)
円明保育所	
国分幼稚園	こくぶこども園 (実施計画【第1期修正】(その2))
国分保育所	
堅下幼稚園	かたしもこども園 (実施計画【第1期修正】(その3))
堅下保育所	
堅上幼稚園	堅上幼稚園 (そのまま)
柏原西保育所	柏原西保育所 (そのまま)
計 10 か所 幼稚園 5 か所 保育所 5 か所	計 6 か所 幼保連携型認定こども園 4 か所 幼稚園 1 か所 保育所 1 か所

かしわらこども園では、柏原保育所として令和2年11月から新園舎で保育を始め、令和3年1月から低年齢保育を拡充しています。現在も引き続き園庭部分の工事を実施しており、園庭を含めた全体工事の完了は、令和3年3月末の予定で、4月からは、かしわらこども園としてスタートします。

たまたこども園では、令和3年3月末までに、こくぶこども園では、令和3年4月以降に、トイレや内装壁紙の改修、駐停車スペースなどを設けるなど、環境改善のための工事を行います。かたしもこども園は、令和3年度以降で改修を検討することになります。

閉園する幼稚園の具体的な活用方法については、現在のところ未定です。市全体で有効的な活用方法等を検討していきます。

認定こども園に関する情報は、市ウェブサイトにて随時情報を更新しています。

「認定こども園に関する情報」

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2017112400015/>



- ※ 1 「幼保連携型認定こども園」とは、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。認定こども園としては、ほかに「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」といった類型がある。
- ※ 2 「幼稚園」とは、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校。
- ※ 3 「保育所」とは、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設。

## 5 市立幼保連携型認定こども園の定員設定について

幼保連携型認定こども園の「認可」は、大阪府が行います。この「認可」を受けていることを前提に、給付の実施主体である市が、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 31 条第 1 項の規定により、小学校就学前子どもの区分（1号・2号・3号<sup>※4</sup>）ごとの利用定員を定めて特定教育・保育施設<sup>※5</sup>であることの「確認」を行います。

「認可定員」は、法令等の基準に基づく適正な設置・変更等手続きを経て設定する定員であり、「利用定員」は、利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、「認可定員」の範囲内で定める定員（民間施設の利用定員は、委託費等の単価水準を決定するためのもの。）のことであります。

利用定員の設定に関しては、法第 31 条第 2 項の規定により、あらかじめ審議会又は合議制機関（柏原市子ども・子育て会議）の意見を聴かなければならないと定められています。

- ※ 4 「1号」…保育を必要としない満3歳以上の子ども（幼稚園、認定こども園）  
「2号」…保育を必要とする満3歳以上の子ども（保育所、認定こども園）  
「3号」…保育を必要とする満3歳未満の子ども（保育所、認定こども園）
- ※ 5 「特定教育・保育施設」とは、市町村長が教育・保育施設の設置者の申請によって確認した幼稚園、保育所、認定こども園をいいます。

### 【柏原市の利用定員の考え方】

利用定員は、全国一律の基準設定はないため、認可定員と一致させることを基本としつつ実情に応じて以下の対応を行います。

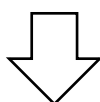
- ① 恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定することとします。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える弾力的な運用が可能です。（実利用人員に応じた基準を満たすことが前提）。
- ② 恒常的な利用定員の超過については、公定価格の調整の対象となり、（減算措置）利用定員増の監督の対象となります。

→ 市立幼保連携型認定こども園では、新たに設定する認可定員をそのまま利用定員として設定します。

【利用定員の設定】（認定こども園化に関連する施設のみ抜粋）

（現在）

施設名	認可定員	利用定員				計
		3号(保育)		2号(保育)	1号(教育)	
		0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	
柏原西幼稚園	105				32	32
柏原保育所	90	0	17	73		90
玉手幼稚園	175				40	40
円明保育所	120	0	39	81		120
国分幼稚園	175				72	72
国分保育所	120	0	34	86		120
堅下幼稚園	175				32	32
堅下保育所	120	0	34	86		120
合計①		0	124	326	176	626



- ・認定こども園4か所の設置
- ・幼稚園3か所の廃園、1か所の休級、保育所4か所の廃止

（令和3年4月1日～）

施設名	認可定員	利用定員				計
		3号(保育)		2号(保育)	1号(教育)	
		0歳	1・2歳	3～5歳	3～5歳	
かしわらこども園	180	6	39	74	61	180
たまたこども園	140	0	25	70	45	140
こくぶこども園※6	100	0	23	67	10	100
かたしもこども園	120	0	30	60	30	120
堅下幼稚園※7	175	0	0	0	15	15
合計②		6	117	271	161	555
差②-①		6	-7	-55	-15	-71

※6 平成14年の厚生労働省令の改正により、保育所の2階を保育室として使用する場合は、建築基準法に基づく「耐火建築物」であること等が必要となりました。国分保育所の現園舎は省令改正前の建設であり、この度、幼保連携型認定こども園としての認可届出に際し、改めて上記の基準が適用されることとなります。現園舎の主要構造は耐火構造となっているものの、開口部（窓）等が防火設備ではなく、耐火建築物であるとはいえないことから、今回は1階のみを保育室とし、令和3年4月には認可定員を「100名」として届け出ることとなります。今後の改修によって、認可定員を100名⇒120名とする予定です。なお、過去5年間の国分保育所の入所児童数の平均は72名となっており、令和3年度の入人数に問題はないと考えています。

※7 令和4年3月の堅下幼稚園の廃園により、4月に1号5歳の確保は更に15名減の予定。

次ページでは、こども未来プラン（第2期子ども・子育て支援事業計画）の計画値に上表数値を反映して過不足を確認します。

## 【こども未来プラン（第2期子ども・子育て支援事業計画）の計画値との比較】

## 1号認定（P.91 下段）（上段：変更後、下段カッコ内：変更前）

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の 見込み	1号認定	446	430	412	396	383
	2号認定相当	210	203	194	186	181
	合計①	656	633	606	582	564
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設	413	398 (577)	383 (577)	383 (577)	383 (577)
	上記以外の施設	260	260	260	260	260
	市外施設	30	30	30	30	30
	合計②	703	688 (867)	673 (867)	673 (867)	673 (867)
過不足（②－①）		47	55 (234)	67 (261)	91 (285)	109 (303)
市内実施か所数		7	8 (7)	7	7	7
実績③		556				
過不足（②－③）		147				

※ 「P.91 下段【量の見込みと確保の内容】」と同じく、市内児童のみを計上しています。

※ 令和4年度の堅下幼稚園廃園は反映済みです。

※ こくぶこども園の定員増は時期未定のため反映していません。

## 【結果】

- ・減少傾向で見込んでいましたが、令和2年度の実績値は、想定以上に低くなりました。令和元年度実績と比べても大きく減少しています。（令和2年度：556 < 令和元年度：600）
- ・令和3年度以降については、認定こども園化による新たな提供体制でも「量の見込み < 確保方策」となり、ニーズに対応できることとなります。
- ・令和3年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合(実績値/量の見込み ≤ 90%、110% ≤ 実績値/量の見込みとなる場合)は中間年で計画を見直すこととなります。

2・3号認定 (P.92) (上段：変更後、下段カッコ内：変更前)

		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	2号(3～5歳)	733	706	678	650	630
	3号(1・2歳)	433	420	418	403	390
	3号(0歳)	85	82	79	77	74
	合計①	1,251	1,208	1,175	1,130	1,094
確保方策 (提供量)	2号(3～5歳)	874	819 (804)	819 (804)	819 (804)	819 (804)
	3号(1・2歳)	434	427 (453)	427 (453)	427 (453)	427 (453)
	3号(0歳)	108	114	114	114	114
	合計②	1,416	1,360 (1,371)	1,360 (1,371)	1,360 (1,371)	1,360 (1,371)
過不足(②-①)		165	152 (163)	185 (196)	230 (241)	266 (277)
市内実施か所数		15	15	15	15	15
実績	2号(3～5歳)	822				
	3号(1・2歳)	440				
	3号(0歳)	60				
	合計③	1,322				
過不足(②-③)		94				

※ こくぶこども園の定員増は時期未定のため反映せず。

【結果】

- ・全体として減少傾向で見込んでいましたが、令和2年度の「2号(3～5歳)」の実績値は、令和元年度実績値よりも高くなりました。(令和2年度：822 > 令和元年度：791)
- ・令和3年度以降については、認定こども園化による新たな提供体制でも「量の見込み<確保方策」となり、ニーズに対応できることとなります。
- ・令和3年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合(実績値/量の見込み $\leq$ 90%、110% $\leq$ 実績値/量の見込みとなる場合)は中間年で計画を見直すこととなります。